

水張りフローチャート

令和9年度以降も水田活用の直接支払交付金の交付を希望するか

希望する

希望しない

水稻を作付けするか

畑地化を希望するか

作付する

作付しない

希望する

希望しない

手続き不要
①へ

水稻作付を行わない
相当な理由があるか

②へ

交付対象外
③へ

ある

ない

2つ戻る

1ヶ月以上の湛水管理
連作障害の確認をお願いします
④へ

もう一度、水稻の作付をご検討ください！

結果

①野帳で確認します。別途手続きは不要です。

②別途手続きが必要です。

③対象外水田となります。(令和8年度までは交付いただけます。)

④湛水管理記録簿(様式1)、収量確認表(様式2)等の書類の作成が必要
また、収量低下が発生していない事実を客観的に証明できる書類の提出
が必要です。